

# 市民センター自主講座団体 登録の手引 (令和7年度用)

中央市民センター	上六名三丁目3-7	電話55-8066
南部市民センター	羽根町字貴登野15	電話51-1579
南部市民センター分館	羽根西新町5-3	電話53-7831
大平市民センター	大平町字皿田6	電話22-0162
東部市民センター	山綱町字天神2-9	電話48-2922
岩津市民センター	岩津町字檀ノ上26-2	電話45-2512
矢作市民センター	宇頭町字小薮80-1	電話31-3202
六ツ美市民センター	下青野町字天神64	電話43-2510

岡崎市社会文化部生涯学習課

令和6年11月

# 目次

1	自主講座とは	3
2	自主講座団体になると	3
3	登録の要件	3
4	新規登録手続	4
5	登録更新手続	4
6	活動に関する注意	4
7	よくある質問	5
	施設利用関係	5
	団体運営関係	7
	事業報告・精算関係	9
	その他	9
	使用料一覧	10
	令和7年度市民センター開館日カレンダー	11
	岡崎市市民センター自主講座実施要綱	12
	(記載例) 自主講座団体登録更新申請書	15
	(作成例) 会則	17
	(記載例) 会員名簿	19
	(記載例) 市民センター利用計画表	20
	(記載例) 自主講座団体登録申請書	21
	(記載例) 自主講座団体事業実績報告書	22
	(記載例) 自主講座団体登録変更届	23
	(記載例) 自主講座団体登録取消申請書	24

## 1 自主講座とは

市民センターにおいて、趣味や教養の分野を継続的に学習するために、市民自らが設立し、運営していく講座を自主講座といいます。従って、講師は自主講座団体で手配してください。講師のいない活動は、自主講座として認められません。

## 2 自主講座団体になると

- (1) 毎年度、登録手続をした市民センターに限り、週・曜日・部屋指定で1コマ（延長含む）を月2回まで優先的に予約できます。
- (2) 登録手続をした市民センターに加え、市内にある市民センターの使用料が半額になります。
- (3) 市ホームページの自主講座団体一覧に情報が掲載されます。
- (4) 各団体で作成した会員募集チラシを全市民センターに置くことができます。

## 3 登録の要件

- (1) 構成員が申請時点において5人以上であること。
- (2) 構成員のうち半数以上の者が市内に在住、在勤又は在学していること。
- (3) 代表者を互選により決定し、規約又は会則を定めていること。
- (4) 当該団体への加入及び脱退の自由が保障されていること。
- (5) 市民が活動の主体であり、指導者又は講師が主体となっていないこと。
- (6) 家元制・流派の枠内での活動ではないこと。
- (7) 団体名称には家元、流派、指導者又は講師を類推させる字句を使用しないこと。
- (8) 営利を目的とするものでないこと。
- (9) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
- (10) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
- (11) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがないこと。

#### 4 新規登録手続

新規登録を希望する場合は、登録申請書を提出してください。登録通知が来たら、施設利用予約及び使用料の支払いを行ってください。

- 登録時提出書類：登録申請書  
市民センター利用計画表  
会則  
会員名簿

- 年度末提出書類：事業実績報告書  
(最後の講座から2週間以内)

#### 5 登録更新手続

自主講座の登録期間は年度末までです。引き続き登録を希望する場合、1月中に登録更新の手続きを行う必要があります。市民センターの案内に従って手続きを行ってください。

- 登録時提出書類：登録更新申請書  
市民センター利用計画表  
会則(変更がある場合のみ)  
会員名簿

- 年度末提出書類：事業実績報告書  
(最後の講座から2週間以内)

#### 6 活動に関する注意

- (1) 活動内容について、何について学ぶ講座であるかがわかるように登録申請書に記入してください。
- (2) 見学者や体験者を積極的に受け入れ、新規会員募集に努めてください。
- (3) 講師料や著作権使用料など、各種法令を順守してください。
- (4) 保険については、全市民センターで「公民館総合補償制度」の「行事傷害補償制度S型」に加入しています。ホームページで内容をご確認いただき、各団体で他の保険に追加加入する必要があるかご検討ください。

- ・公民館総合補償制度

<https://kominkan.or.jp/03hoken01.html>

- (5) 利用時間内で準備から片付けまでを行ってください。
- (6) 利用後は清掃・整理整頓を行い、室内を原状回復してください。
- (7) 自主講座の運営責任者は団体の代表者です。講師が運営の中心とならないようにしてください。
- (8) 自主講座団体会員募集の記事を市政だより3月号に掲載する予定です。市政だよりには個々の団体名は掲載されませんが、併せて更新する市ホームページには個々の団体名を掲載いたします。  
なお、市政だよりの街角情報BOXへは掲載できません。各自主講座団体から広報課へ市政だよりへの掲載依頼はしないでください。
- (9) 優先予約分の使用料は、最初の講座開催日から1カ月以内にお支払ってください。釣銭が出ないように、ご協力ください。
- (10) 施設利用に係る申請書等の受付時間は午前9時から午後5時までです。

## 7 よくある質問

### 施設利用関係

- Q 1 優先予約に加えて施設を利用したいときはどうしたらよいか。
- A 1 利用の3か月前の月初めから予約可能です。「自主講座団体登録通知書」をご持参のうえ、窓口で手続きを行ってください。ただし4～6月分の追加予約分は同年3月1日から予約可能です。
- Q 2 予約した利用日を変更したい。
- A 2 変更の前後で使用料が変わらない場合、前日までに窓口へ変更申請があれば変更できます。使用料が変わる場合は、5日前までに還付の申請をしたうえで新たに予約をしてください。
- Q 3 一度変更した利用予約を、再度変更したい。
- A 3 予約の変更は一度までしかできません。

- Q 4 講座を中止したため、使用料を還付してほしい。
- A 4 利用の5日前までに窓口で還付の手続きを完了させていただければ可能です。ただし、一度変更した予約については還付が受けられません。
- Q 5 台風などにより講座を中止したとき、予約変更または使用料還付はできるか。
- A 5 講座当日に暴風警報が出ている場合または岡崎市が当該施設を閉鎖する場合のみ当日変更及び2度目の変更が可能です。電話で市民センターに変更する旨をお知らせいただき、後日速やかに変更の申請をしてください。使用料の還付は通常の手続き以外では受けられません。
- Q 6 優先予約で第5週を予約することはできるか。
- A 6 できません。
- Q 7 優先予約で2部屋を予約することはできるか。
- A 7 通常の部屋はできませんが、一体利用を想定している一部の部屋は可能です。市民センターにお問い合わせください。
- Q 8 電源コンセントは部屋の使用料に含まれているか。
- A 8 別途使用料が必要です。  
＜参考＞放送設備（電源を含む）：1コマ1式 270円  
電源：1コマ1個 50円
- Q 9 予約枠の時間のうち半分の時間しか使用しない場合、使用料はさらに半額になるか。
- A 9 なりません。
- Q 10 延長となる可能性がある場合はどうしたらよいか。
- A 10 5日前までに延長を含めて予約していただければ、延長料金も半額でご利用いただけます。ただし、当日早く終わった場合でも、延長料金の還付はできません。

- Q 11 利用日当日に延長利用を申し出ることとは可能か。  
A 11 できません。5日前の午後5時までに手続きを行ってください。
- Q 12 9時30分～12時30分で使いたいときはどうしたらよいか。  
A 12 午前の予約枠は9時～12時ですので、延長（12時～13時）を含めて予約してください。

### 団体運営関係

- Q 13 講師料の金額は既定の額があるか。  
A 13 ありません。講師との協議により決めてください。  
＜参考＞R6市民センター定期講座講師料 6,400円/回
- Q 14 申請時点で新規会員を入れる余裕がないが、そういう場合、どうすればよいか。  
A 14 より多くの受講者を受け入れられる部屋に変更するなどの方策を講じていただきたいですが、どうしても受け入れられない場合は、申請書の備考欄に理由を記載してください。
- Q 15 新規会員を募集した際、募集人数以上の応募があった場合は既定の選定方法はあるか。  
A 15 抽選や先着順など、選定方法は各団体にお任せします。
- Q 16 初心者と上級者では一緒に受講しづらいので、新規会員の応募があった際にその人のレベルによって選考してもよいか。  
A 16 あらかじめ会員募集チラシに条件を書くなど、受講希望者にどの程度のレベルの人を求めているかを知らせていただければ結構です。

- Q 17 申請時点では会員数 5 名を切っているが、新規会員を募集して 5 名を越える見込みである場合、自主講座団体の登録申請はできるか。
- A 17 申請時に 5 名以上いない場合は、申請できません。
- Q 18 会員数 6 名で登録を受けたが、年度途中で 2 名脱会し、会員数 4 名となった場合は、その時点で自主講座団体ではなくなるのか。
- A 18 年度途中で 5 名を切ることになってもその時点で登録を取り消すことはありません。ただし、登録更新時に 5 名に満たない場合は更新することができません。
- Q 19 会員が途中でやめた場合の会費は？
- A 19 会則で返金あり・なしを定めるなど各団体にお任せします。
- Q 20 複数の市民センターに登録申請できるか。
- A 20 できません。
- Q 21 会が大きくなったため、団体を 2 つに分けて 2 つ目の団体の登録申請をしてもよいか。
- A 21 可能です。ただし、会員の半数以上が同一で、同じような内容の学習を行う場合は同一団体とみなすため、この場合は申請できません。
- Q 22 1 年間分の優先予約で第 5 週を予約することはできるか。
- A 22 できません。
- Q 23 登録内容に変更があったときはどうすればよいか。
- A 23 「自主講座団体登録変更届」を提出してください。なお、会員の加入脱退については変更届を出していただく必要はありません。

## 事業報告・精算関係

Q 24 事業費の精算は毎年行わなければならないのか。

A 24 団体の適正な運用のために実施してください。

Q 25 事業実績報告書に精算書・領収書の添付は必要か。

A 25 報告書に添付する必要はありませんが、監査のため市が提出を求めることがあります。作成のうえ保管しておいてください。

Q 26 会費に残金が生じた場合、次年度への繰越はできるか。

A 26 各団体でご判断ください。

## その他

Q 27 講座で作成中の作品や、講座で使用する道具を市民センターで保管しておいてもらうことは可能か。

A 27 原則として作品や道具につきましては、市民センターでお預かりすることはできません。講座の都度、持参してください。

使用料一覧（この金額は正規の使用料です。この金額の1/2相当が自主講座団体の使用料です。） R1.10.1改正

施設名	室名称	午前	午後	夜間	延長
中央市民センター	体育室	2,850	3,400	3,190	650
	第1集会室	1,310	1,860	1,880	340
	第2集会室	1,310	1,860	1,880	340
	第3集会室	980	1,310	1,590	290
	和室	1,260	1,800	1,830	330
	第1講習室	1,100	1,420	1,690	300
	第2講習室	1,310	1,860	1,880	340
	料理講習室	2,200	2,750	2,630	500
南部市民センター（シビック）	体育集会室	2,850	3,400	3,190	650
	第1和室	650	980	1,130	190
	第2和室	760	1,100	1,310	220
	第3和室	620	910	1,050	180
	第1講習室	1,310	1,860	1,880	340
	第2講習室	1,310	1,860	1,880	340
	第3講習室	1,310	1,860	1,880	340
	第4講習室	1,970	2,520	2,440	460
南部市民センター（分館）	料理講習室	2,200	2,750	2,630	500
	体育集会室	2,850	3,400	3,190	650
	会議室	980	1,310	1,590	290
	第1和室	550	760	930	160
	第2和室	760	1,100	1,310	220
	第3和室	1,220	1,670	2,060	360
	第1講習室	1,100	1,420	1,690	300
	第2講習室	1,100	1,420	1,690	300
大平市民センター	料理講習室	2,200	2,750	2,630	500
	多目的室	1,740	2,140	2,250	430
	体育集会室	2,850	3,400	3,190	650
	会議室	1,100	1,420	1,690	300
	第1和室	650	980	1,130	190
	第2和室	650	980	1,130	190
	第3和室	1,160	1,790	2,000	340
	第1講習室	1,100	1,420	1,690	300
東部市民センター	第2講習室	1,100	1,420	1,690	300
	料理講習室	2,200	2,750	2,630	500
	体育集会室	2,850	3,400	3,190	650
	会議室	1,310	1,860	1,880	340
	第1和室	650	980	1,130	190
	第2和室	650	980	1,130	190
	第3和室	1,370	2,120	2,380	410
	第1講習室	980	1,310	1,590	290

施設名	室名称	午前	午後	夜間	延長
東部市民センター	第2講習室	980	1,310	1,590	290
	第3講習室	1,100	1,460	1,660	300
	料理講習室	2,200	2,750	2,630	500
	体育集会室	2,850	3,400	3,190	650
	第1会議室	650	980	1,130	190
	第2会議室	650	980	1,130	190
	第1和室	760	1,100	1,310	220
	第2和室	550	760	930	160
岩津市民センター	第3和室	1,370	1,920	2,380	410
	第1講習室	1,310	1,860	1,880	340
	第2講習室	980	1,310	1,590	290
	第3講習室	1,050	1,540	1,690	300
	料理講習室	2,200	2,750	2,630	500
	体育集会室	2,850	3,400	3,190	650
	会議室	980	1,310	1,590	290
	第1和室	760	1,100	1,310	220
矢作市民センター	第2和室	550	760	930	160
	第3和室	1,130	1,580	1,940	330
	第1講習室	2,200	2,750	2,630	500
	第2講習室	1,310	1,860	1,880	340
	第3講習室	870	1,210	1,270	220
	料理講習室	2,200	2,750	2,630	500
	体育集会室	2,850	3,400	3,190	650
	会議室	1,310	1,860	1,880	340
六ツ美市民センター	第1和室	550	760	930	160
	第2和室	550	760	930	160
	第3和室	1,690	2,260	2,820	490
	第1講習室	1,310	1,860	1,880	340
	第2講習室	960	1,330	1,400	250
	料理講習室	2,200	2,750	2,630	500
	体育集会室	2,850	3,400	3,190	650
	会議室	1,310	1,860	1,880	340

☐ :2部屋続きで利用できる部屋です。  
2部屋で1コマとして利用できます。なお、  
間仕切りの開放・復旧は自主講座団体にお問い合わせ  
しますのでご了承ください。

利用時間区分
午前： 9:00～12:00(3時間)
午後： 13:00～17:00(4時間)
夜間： 18:00～21:00(3時間)
延長： 12:00～13:00 又は 17:00～18:00(1時間)

附属設備使用料表

区分	午前	午後	夜間
放送設備(1式につき)	550	550	550
電源(1個につき)	100	100	100

【使用料算出方法例】	
◆1部屋のみを通常の利用区分で使用する場合 (例)中央の第1講習室の午前を使用	1,100円×1/2=550円
◆1部屋と附属設備を通常の利用区分で使用する場合 (例)南部分館の第1講習室と電源を午前に使用	(1,100円×1/2)+(100円×1/2)=600円
◆1部屋のみを通常の利用区分に延長して使用する場合 (例)南部分館の会議室を午後から延長して午後6時まで使用する場合	① 午後利用分を計算 1,310円×1/2=655円 → 650円 ② 延長利用分を計算 290円×1/2=145円 → 140円 ③ ①650円+②140円=790円
◆1部屋と附属設備を通常の利用区分に延長して使用する場合 (例)東部の料理講習室と電源1個を午前から延長して午後1時まで使用する場合	(2,200円×1/2)+(100円×1/2)+(500円×1/2)=1,400円
◆2部屋続きで利用できる2部屋と附属設備を通常の利用区分で使用する場合 (例)岩津の第1・第2会議室と電源1個を午前に使用	(650円×1/2)+(650円×1/2)+(100円×1/2) =320円+320円+50円 =690円

# 令和7年度市民センター開館日カレンダー

日 月 火 水 木 金 土

4月			1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30			
5月					1	2	3
	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	31
6月	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30					
7月			1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30	31		
8月						1	2
	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
31							
9月		1	2	3	4	5	6
	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30				

日 月 火 水 木 金 土

10月				1	2	3	4
	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30	31	
11月							1
	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
30							
12月		1	2	3	4	5	6
	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30	31			
1月					1	2	3
	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	31
2月	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
3月	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31				

□XX: 開館時間9:00~21:00

□XX: 開館時間9:00~17:00(夜間の利用区分なし)

■XX: 市民センター休館日

休館日	月曜日・12/29~1/3
開館時間	9:00~21:00 (日曜日・祝日は9:00~17:00)

## 岡崎市市民センター自主講座実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市民センターの有料施設を利用して、市民自らが生涯学習活動として継続して運営する講座（以下「自主講座」という。）の実施に関し必要な事項を定めることにより、自主講座を運営する団体（以下「自主講座団体」という。）の健全な活動を支援するとともに、自主講座団体相互の連携及び友好を図り、もって地域社会における生涯学習活動の発展に寄与することを目的とする。

### (要件)

第2条 自主講座団体は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 構成員が申請時において5人以上であること。
- (2) 構成員のうち半数以上の者が市内に在住、在勤又は在学していること。
- (3) 代表者を互選により決定し、規約又は会則を定めていること。
- (4) 当該団体への加入及び脱退の自由が保障されていること。
- (5) 市民が活動の主体であり、指導者又は講師が主体となっていないこと。
- (6) 家元制・流派の枠内での活動ではないこと。
- (7) 名称には、家元、流派、指導者又は講師を類推させる字句を使用しないこと。
- (8) 営利を目的とするものでないこと。
- (9) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
- (10) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
- (11) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがないこと。

### (登録申請)

第3条 初めて自主講座団体の登録を受けようとする団体の代表者は、自主講座団体登録申請書に会則その他の関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 既に登録を受けている自主講座団体の代表者は、自主講座団体登録更新申請書及びその他の関係書類のうち変更があったものを添えて市

長に提出することにより登録の更新を受けることができる。

(登録)

第4条 市長は、前条に規定する申請書及び更新申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認める団体を自主講座団体として登録するものとする。

2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を当該団体の代表者に通知するものとする。

3 自主講座団体の登録は、年度ごとに行うものとする。

(登録内容の変更等)

第5条 前条第1項の規定により登録を受けた自主講座団体は、第3条の申請内容に変更があったときは、速やかに、自主講座団体登録変更届に変更後の内容を記載した書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、岡崎市市民センター条例（令和元年岡崎市条例第26号。以下「条例」という。）第8条の規定による変更の承認を受けた事項については、この限りでない。

(登録の取消し)

第6条 市長は、自主講座団体が、第2条に規定する要件に該当しなくなったときその他自主講座団体としてふさわしくないと認めるときは、その登録を取り消すことができる。

2 自主講座団体は、自主講座団体登録取消申請書を市長に提出することにより、登録の取消しを求めることができる。

(優先予約)

第7条 自主講座団体は、活動拠点となる市民センターにおいて、登録を受けた年度に限り、月2回を限度として、優先的に施設の利用の予約をすることができる。

(予約の変更又は取消し)

第8条 市長は、市の機関が主催又は共催する事業が当該市民センターにおいて行われるときは、前条の規定による予約を変更し、又は取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により自主講座団体の予約を変更し、又は取り消したときは、速やかにその旨を当該団体の代表者に通知しなければならない。

(使用料)

第9条 自主講座団体が市民センターの施設を利用する場合の使用料は、条例第12条に基づき、同条例別表第1及び別表第2に規定する額の2分の1に相当する額（10円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）とする。

2 自主講座団体は、岡崎市市民センター条例施行規則（令和2年岡崎市規則第2号）第4条の規定に基づき使用料を支払うものとする。なお、同条ただし書きに該当する場合として、初回の講座実施日から1箇月以内に、前項で規定する使用料の全講座分を支払うことができる。

（活動報告）

第10条 自主講座団体は、その活動に係る毎年度の実績を、登録を受けた年度における最終の講座の実施日から2週間以内に、自主講座団体事業実績報告書により、市長に提出しなければならない。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、自主講座の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

(例)

## 令和7年度 自主講座団体登録更新申請書

令和 7年 1月 4日

(宛先) 岡崎市長

団体名 岩津山楽会

代表者 山下 太郎

岡崎市市民センター自主講座実施要綱第3条第2項の規定に基づき、下記のとおり自主講座団体登録の更新を申請します。

記

### 1 変更内容

※変更がある場合のみ該当項目の□に✓を打ち、「変更後」欄に記入してください。

変更	項目	変更前	変更後
<input type="checkbox"/>	団体名	岩津山楽会	
<input type="checkbox"/>	活動内容	地図の読み方など安全な山歩きのための基礎知識を講師の経験談も交えた講義の中で習得する。	
<input checked="" type="checkbox"/>	会則		別紙のとおり
<input type="checkbox"/>	利用日時	第1・3土曜日午後	
<input type="checkbox"/>	延長時間利用	前延長	
<input type="checkbox"/>	利用場所	岩津市民センター 第1講習室	
<input type="checkbox"/>	放送設備の利用	×	
<input checked="" type="checkbox"/>	電源の利用	電源1個使用	電源2個使用
<input type="checkbox"/>	新規募集会員数	6	
<input type="checkbox"/>	代表者氏名・電話	山下 太郎 12-3456	
<input type="checkbox"/>	連絡先氏名・電話	山下 太郎 080-1234-5678	
<input type="checkbox"/>	連絡先公表可否	可	
<input checked="" type="checkbox"/>	講師名	山脈 登	登山院 熊男
	備考	新講師略歴 R6山脈大学 登山部監督	

【添付書類】会則（変更がある場合は、会則書、市民センター利用申請書、講師が変わる場合は備考欄に略歴を記入してください）

(裏面に続く)

## 2 要件の確認

※ 以下の要件を満たしていることを確認のうえ、□に✓を打ってください。ひとつでも✓が入らない項目がある場合は登録を更新できません。

- 会員が5名以上である。
- 会員のうち半数以上の者が市内に在住、在勤又は在学している。
- 代表者を互選により決定し、規約又は会則を定めている。
- 団体への加入及び脱退の自由が保障されている。
- 市民が活動の主体であり、指導者又は講師が主体となっていない。
- 家元制・流派の枠内の活動ではない。
- 団体名に家元、流派、指導者又は講師を類推させる字句を使用していない。
- 営利を目的としていない。
- 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的としていない。
- 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的としていない。
- 公の秩序又は善良な風俗を乱すことはしない。

## 3 その他

登録更新申請書は毎年1月末までにご提出ください。

提出が遅れた場合、通年での予約ができないことがあります。

## (例)

### 岩津山楽会 会則

#### (名称)

第1条 この会の名称は、「岩津山楽会」とする。

#### (事務所)

第2条 この会の事務所は、会長宅に置く。

#### (目的)

第3条 この会は、市民センターの施設を利用して学習活動をし、会員相互の親睦を図るとともに、地域社会の発展に寄与することを目的とし、市民センター事業への参加協力や目的達成のため必要な事業を行う。

#### (事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 市民センターの施設を利用して、登山の基礎知識について学ぶ。
- (2) 市民センター事業へ積極的に参加・協力する。
- (3) その他必要と認める活動を行う。

#### (組織)

第5条 この会は、第3条の目的に賛同する者をもって構成し、目的を達成するため、新規受講者の受け入れを行う。

#### (役員)

第6条 本会は、次の役員を置いて運営する。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会 計 1名

2 役員は会員の互選により定める。

#### (任期)

第7条 役員任期は、1年とする。但し、再任を妨げない。

#### (役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会長は、会務を総理し、会議を招集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (3) 会計は、会の会計事務を整理する。

(会議)

第9条 会議は、総会及び定例会とする。

2 会議は会長が招集し、その議決は出席者の3分の2以上の賛成をもって決する。

(経費)

第10条 この会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

2 会員の年会費は10,000円とする。ただし、必要に応じて年会費の変更及び臨時徴収を行うことができる。

(事業年度)

第11条 この会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

(会則の改正)

第12条 本会の会則は、総会において出席者の3分の2以上の賛成をもって改正することができる。

(入退会)

第13条 入会又は退会をしようとする者は役員に申し出て入会又は退会をするものとする。

(委任)

第14条 この会則に定めるもののほか、会の運営等に関し必要な事項は、定例会で定める。

附 則

この会則は、令和7年4月1日から施行する。

(例)

令和7年度	団体名	岩津山楽会
-------	-----	-------

会員名簿

番号	役職	氏名	住所	備考
1	会長	山下 太郎	康生町1-1	連絡先
2		山下 次郎	康生町1-2	
3		山下 三郎	康生町1-3	
4		山下 四郎	康生町1-4	
5	副会長	山下 五郎	康生町1-5	
6		山田 太郎	康生町2-1	
7		山田 次郎	康生町2-2	
8		山田 三郎	康生町2-3	
9		山田 四郎	康生町2-4	
10		山田 五郎	康生町2-5	
11		山中 太郎	康生町1-1	
12	会計	山中 次郎	康生町1-2	
13		山中 三郎	康生町1-3	
14		山中 四郎	豊田市下山町1	
15		山中 五郎	豊田市下山町2	
16		山上 太郎	豊田市下山町3	市内勤務
17		山上 次郎	豊田市下山町4	市内在学
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				

※ この名簿は市民センターにおける自主講座団体の管理を目的として使用し、それ以外に利用することはありません。

(例)

令和7年度	団体名	岩津山楽会
-------	-----	-------

市民センター利用計画表

回数	日付		利用する センター	開講時間	備考
	当初計画	変更			
1	4月 1日	月 日	岩津	10:00-11:00	
2	4月 15日	日	〃	〃	
3	5月 6日	日	〃	〃	
4	5月 20日	日	〃	〃	
5	6月 3日	日	〃	〃	
6	6月 17日	日	〃	〃	
7	7月 1日	日	〃	〃	
8	7月 15日	日	〃	〃	
9	8月 5日	日	〃	〃	
10	8月 19日	日	〃	〃	
11	9月 2日	日	〃	〃	
12	9月 16日	日	〃	〃	
13	10月 7日	日	〃	〃	
14	10月 21日	日	〃	〃	
15	11月 4日	日	〃	〃	
16	11月 18日	日	〃	〃	
17	12月 2日	日	〃	〃	
18	12月 16日	日	〃	〃	
19	1月 6日	日	〃	〃	
20	1月 20日	日	〃	〃	
21	2月 3日	日	〃	〃	
22	2月 17日	月 日	〃	〃	
23	3月 3日	月 日	〃	〃	
24	3月 17日	月 日	〃	〃	
25		月 日			
26		月 日			
27		月 日			
28		月 日			

市民センター使用欄ですので空白にしてください

(例)

## 自主講座団体登録申請書

令和7年4月1日

(宛先) 岡崎市長

代表者 住所 〒 444-0000

岡崎市康生町1-1

氏名 山下 太郎

電話 0564-23-3100

岡崎市市民センター自主講座実施要綱第2条に規定する要件を満たす団体として、下記のとおり自主講座団体の登録を申請します。

記

団体名	岩津山楽会		
活動内容	地図の読み方など、安全な山歩きの基礎知識を習得する。		
利用希望	曜日	時間	場所
	第1・3 火曜日	午前・午後・夜間	第1講習室
申請時会員数	17名	新規募集会員数	3名
連絡先	山下 講師不可 080-1234-5678	連絡先公表	可・否
講師	講師名	登山院 熊男	
	略歴	H30年 4月	ボーイスカウト 登山指導役
		R2年 4月	山脈大学登山部 監督
年 月			
備考	電源1個使用、後延長希望		

【添付書類】 会則、会員名簿、市民センター利用計画表

(例)

令和7年度 自主講座団体事業実績報告書

令和 8年 3月 17日

(宛先) 岡崎市長

団体名 岩津山楽会

代表者 山下 太郎

令和7年度の活動が終了したので、下記の通り報告します。

記

回	活動日	学習内容	活動場所	出席者数	会員増減	備考
当初会員数					17人	
1	4/1	登山の楽しみ	岩津	21		
2	4/15	地形図の読み方①	〃	18		
3	5/6	地形図の読み方②	〃	18		
4	5/20	山小屋の泊まり方	〃	20		
5	6/3	バテない歩き方	〃	19		
6	6/17	登山の保険	〃	16		
7	7/1	計画の立て方と登山届	〃	18		
8	7/15	富士登山について	〃	17		
9	8/5	富士登山について	〃	19		
10	8/19	山での危険	〃	18		
11	9/2	山での楽しみ	〃	20	+2	会員増
12	9/16	困ったときの対処法	〃	20		
13	10/7	日本百名山(北ア)	〃	19		
14	10/21	日本百名山(中・南ア)	〃	18		
15	11/4	日本百名山(その他の山)	〃	19		
16	11/18	天気図の見方①	〃	17		
17	12/2	天気図の見方②	〃	17		
18	12/16	冬山について	〃	16		
19	1/6	世界の山々	〃	18		
20	1/20	愛知県の山	〃	20	-1	会員減
21	2/3	総復習①	〃	19		
22	2/17	総復習②	〃	21		
23	3/3	総復習③	〃	18		
24	3/17	まとめ	〃	18		
最終会員数					18人	
累計出席者数				444人		

欄が足りないときは2枚目や別紙を作成

(例)

## 自主講座団体登録変更届

令和 7年 5月 5日

(宛先) 岡崎市長

代表者に関する変更の場合でも、  
変更前の代表者名で届け出てください。

代表者 住 所 〒 444-0000

岡崎市康生町1-1

氏 名 山下 太郎

電 話 0564-23-3100

下記のとおり登録内容に変更がありました。

記

### 1 変更内容

※変更がある場合のみ該当項目の□に✓を打ち、「変更後」欄に記入してください。

変更	項目	変更前	変更後
	登録番号 (必須)	岩津自主第 3 号	
<input type="checkbox"/>	団体名 (必須)	岩津山楽会	
<input type="checkbox"/>	会則	変更が無くても団体名は記入してください	
<input type="checkbox"/>	利用日時		
<input type="checkbox"/>	延長時間利用		
<input type="checkbox"/>	利用場所		
<input type="checkbox"/>	放送設備の利用		
<input type="checkbox"/>	電源の利用		
<input type="checkbox"/>	新規募集会員数		
<input checked="" type="checkbox"/>	代表者氏名・電話	山下 太郎 0564-23-3100	山下 次郎 0564-23-3175
<input checked="" type="checkbox"/>	連絡先氏名・電話	山下 太郎 080-1234-5678	山下 次郎 090-1234-5678
<input type="checkbox"/>	連絡先公表可否		
<input type="checkbox"/>	講師名		
<input type="checkbox"/>	その他	講師が変わる場合はその他欄に略歴を記入してください	

(例)

## 自主講座団体登録取消申請書

令和 7年 8月 11日

(宛先) 岡崎市長

代表者 住 所 〒 444-0000

岡崎市康生町1-1

氏 名 山下 太郎

電 話 0564-23-3100

下記のとおり自主講座団体の登録を取り消してください。

記

登録番号	岩津自主第 3 号
団体名	岩津山楽会
理由	登山の方向性の違いのため